

# 社会福祉法人古賀市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する定款規程

(平成23年3月30日古社協規程第18号)

改正 平成28年12月15日古社協定款規程第1号

社会福祉法人古賀市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程(昭和62年古社協規程第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人古賀市社会福祉協議会定款(昭和53年10月18日認可。以下「定款」という。)第10条及び第24条の規定に基づき、評議員及び役員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

**第2条** 役員等の報酬は、別表のとおりとする。ただし、常務理事については、社会福祉法人古賀市社会福祉協議会常務理事の設置に関する定款規程(平成23年古社協規程第8号)により支給する。

2 報酬を日額及び月額で定める者に対しては、毎月1日から起算し、当月末日に締め切り、翌月21日に、年額で定める者に対しては、該当年度の翌年度4月21日にこれを支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給することができる。

3 任期の満了、辞職、失職又は死亡した場合は、前項の規定にかかわらず、その際支給する。

4 月額報酬を受ける者に係る1月に満たない期間の報酬は日割計算とし、年額報酬を受ける者に係る1年に満たない期間の報酬は月割計算によって支給する。

5 報酬を月額で定める者については当該月に、年額で定める者については当該年度に正当な理由がなく1回も招集に応じないとき、又は職務に従事しなかったときは、その者には報酬を支給しない。

6 常勤を要する一般職の公務員が役員等を兼ねるときは、報酬を支給しない。

(費用弁償)

**第3条** 役員等が、その職務のため、評議員会、理事会及び監事会に出席したときは、社会福祉法人古賀市社会福祉協議会役員等旅費規程(平成23年古社協規程第19号)に基づき、費用弁償を支給する。

(報酬等の支給方法)

**第4条** 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みにより支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

**第5条** この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

**第6条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

**第7条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年12月15日古社協定款規程第1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区	分	報酬額（円）
役員等の報酬	会長	月額 63,000
	副会長	年額 20,000
	理事	年額 20,000
	監事	年額 20,000
	評議員	日額 2,500

常務理事が会長又は副会長を兼ねる場合は、役員等の報酬は支給しない。